

社会福祉法人 新栄会 役員等報酬基準

(目 的)

社会福祉法人 新栄会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

交通費用等の実費支給額	3,000 円
-------------	---------

(改 廃)

役員等報酬基準は、評議員の議決を経て、改廃することができる。

この役員等報酬基準は、令和3年2月19日から施行する。